

シルバー保険について

■本人がケガをした場合

会員ご本人が身体に傷害を受けた場合、補償を受けられます。派遣就業中の傷害についてもシルバー保険は適用されます。

保険金の種類	保険金額	保険給付対象
①死亡保険金	900万円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合
②後遺障害保険金	死亡保険金の3%～100%	事故日より180日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合
③入院保険金	1日 3,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合。ただし180日を限度とします。
④通院保険金	1日 2,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合。ただし90日を限度とします。

○保険が適用される例

- ・センターから提供を受けた仕事に従事している間
(自宅のときは除外)
- ・センターが主催する総会、講習会、研修会に出席している間
- ・センターが主催するボランティア活動に参加している間
- ・上記の場所と自宅との間の経路を往復している間

○保険が適用されない例

- ・親睦会行事に参加している間
- ・センターから提供を受けた仕事を自宅で従事している場合

■他人を傷つけ又は物を壊した場合

就業中または就業の結果、相手の身体又は財物に損害を与えた場合、賠償責任保険により損害賠償を行います。自家用車運転中の事故による賠償はその車の車両保険で対応していただきます。

保険免責額（自己負担額）	1万円
--------------	-----

○保険が適用される例

- ・庭木の枝を伐採する作業中に、切った枝が子供に当たりケガをさせた。
- ・柵と取付け方に落ち度があり、後日、柵が落ちて他人にケガをさせた。
- ・センターの事業として販売した食品が原因で購入者が食中毒にかかった。

○保険が適用されない例

- ・車を本人が運転中に事故を起こしケガをした同乗者への賠償
- ・車を本人が運転中に車同士で事故を起こし傷つけた車両等への賠償
- ・動物、植物等の生物への損害賠償
- ・現金、宝石、貴金属、美術品、設計書等への損害賠償